(別記1)変更事項

別紙 1

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
- 4 特定事業の内容

別紙 2

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
- 4 特定事業の内容

(別記2)変更事項の内容

別紙1

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
 - ・ 講座の名称を「情報処理活用能力検定(J検)併用コース」から「情報検 定(J検)併用コース」に変更。

下線部分が変更した箇所

	ト級部刀が复史した国別
変 更 前	变 更 後
 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1)講座の開設者 情報処理活用能力検定(J検)併用コース学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校 	2 当該規制の特例措置の適用を受けよ うとする者 (1)講座の開設者 情報検定(J検)併用コース 学校法人 三橋学園 船橋情報ビ ジネス専門学校
(千葉県船橋市本町7 - 12 - 1 6)	(千葉県船橋市本町7-12-1 6)
(2)修了認定に係る試験の提供者 <u>情報処理活用能力検定</u> (J検)併 用コース	(2)修了認定に係る試験の提供者 <u>情報検定</u> (J検)併用コース
財団法人 専修学校教育振興会 (東京都千代田区九段北4 - 2 - 25 私学会館内)	財団法人 専修学校教育振興会 (東京都千代田区九段北4 - 2 - 25 私学会館内)

4 特定事業の内容

・ 講座の名称を「情報処理活用能力検定(J検)併用コース」から「情報検 定(J検)併用コース」に変更することに伴い、「(1)経済産業大臣が告 示で定める履修項目に応じた履修計画」、「(2)修了認定の基準」、「(3)修了認定に係る試験の実施方法」及び「(4)経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目」を変更。

下線部分が変更した箇所

变 更 前

変 更 後

- 4 特定事業の内容
- (1)経済産業大臣が告示で定める履修 項目に応じた履修計画

<u>情報処理活用能力検定</u>(J検) 併用コース

学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校

基本情報技術者試験講座Aコース(J検併用コース)

ITエンジニア科、情報処理 科

別添資料6のとおり

認定講座の運営に当たって、履 修内容の詳細について経済産業大 臣もしくは独立行政法人情報処理 推進機構に相談を行い、助言があ った場合には対応することとす る。

具体的には、当該認定講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

(2)修了認定の基準

情報処理活用能力検定(J検) 併用コース

第一号及び第二号を満たした者 について修了を認定する。ただ 4 特定事業の内容

(1)経済産業大臣が告示で定める履修 項目に応じた履修計画

情報検定(」検)併用コース

学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校

基本情報技術者試験講座 A コース(J検併用コース)

ITエンジニア科、情報処理 科

別添資料6のとおり

認定講座の運営に当たって、履 修内容の詳細について経済産業大 臣もしくは独立行政法人情報処理 推進機構に相談を行い、助言があ った場合には対応することとす る。

具体的には、当該認定講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

(2)修了認定の基準

情報検定(J検)併用コース

第一号及び第二号を満たした者 について修了を認定する。ただ

し、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認めらなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。

- 一.民間資格試験「<u>情報処理活用</u> 能力検定 情報活用試験 1 級」を受験し、これに合格すること
- 二.当該認定講座(別添資料3) の3分の2以上の出席率をもっ て履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による 修了認定に係る試験を受験し、 財団法人専修学校教育振興会の 定める合格基準に達すること
- 三. 当該認定講座(別添資料3) の3分の2以上の出席率をもっ て履修後、独立行政法人情報処 理推進機構が提供する問題によ る修了認定に係る試験を受験 し、独立行政法人情報処理推進 機構の定める合格基準に達する こと
- (3)修了認定に係る試験の実施方法 <u>情報処理活用能力検定</u>(J検) 併用コース
 - 修了認定に係る試験問題は、財団 法人専修学校教育振興会が作成し たもののうち、独立行政法人情報 処理推進機構の審査を受け、適切 であると認められたものを使用す る。当該審査に関し、財団法人専 修学校教育振興会は、修了認定に 係る試験問題の提供者として責任

变 更 後

- し、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認めらなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。
- 一.民間資格試験「<u>情報検定</u> 情報活用試験1級」を受験し、これに合格すること
- 二. 当該認定講座(別添資料3) の3分の2以上の出席率をもっ て履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による 修了認定に係る試験を受験し、 財団法人専修学校教育振興会の 定める合格基準に達すること
- 三. 当該認定講座(別添資料3) の3分の2以上の出席率をもっ て履修後、独立行政法人情報処 理推進機構が提供する問題によ る修了認定に係る試験を受験 し、独立行政法人情報処理推進 機構の定める合格基準に達する こと
- (3)修了認定に係る試験の実施方法 <u>情報検定</u>(J検)併用コース
 - 修了認定に係る試験問題は、財団 法人専修学校教育振興会が作成し たもののうち、独立行政法人情報 処理推進機構の審査を受け、適切 であると認められたものを使用す る。当該審査に関し、財団法人専 修学校教育振興会は、修了認定に 係る試験問題の提供者として責任

をもって対応する。ただし、当該 審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人 情報処理推進機構が提供する問題 を利用する。

- 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。
- 修了認定に係る試験の実施回数に ついては、当該認定講座の履修後 2回までとする。
- 修了認定に係る試験会場は、特別 区域内に当該認定講座の運営者が 指定する施設とする。
- ■修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。
- 当該認定講座の修了を認めた者の 氏名、生年月日及び試験結果につ いては、当該民間資格の取得を証 する写しと併せて、当該認定講座 の運営者が独立行政法人情報処理 推進機構に通知するものとする。
- (4)経済産業大臣が告示で定める民間 資格の名称及びその試験項目 <u>情報処理活用能力検定</u>(J検) 併用コース

名 称 <u>情報処理活用能力検定</u> (情報活用試験1級)

変 更 後

をもって対応する。ただし、当該 審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人 情報処理推進機構が提供する問題 を利用する。

- 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。
- 修了認定に係る試験の実施回数に ついては、当該認定講座の履修後 2回までとする。
- 修了認定に係る試験会場は、特別 区域内に当該認定講座の運営者が 指定する施設とする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。
- 当該認定講座の修了を認めた者の 氏名、生年月日及び試験結果につ いては、当該民間資格の取得を証 する写しと併せて、当該認定講座 の運営者が独立行政法人情報処理 推進機構に通知するものとする。
- (4)経済産業大臣が告示で定める民間 資格の名称及びその試験項目 <u>情報検定</u>(J検)併用コース
 - 名 称 <u>情報検定</u>(情報活用試験 1級)

	 E 前			 更 後
(情報活用試験 1 級)		·	1級)	
試験項目	ACE CONTROL OF THE CO		試験項目	,
分 野	項目		分野	項目
情報と情報の利	(1)データと情報		情報と情報の利	(1)データと情報
用	(2)情報の表現方法		用	(2)情報の表現方法
	(3)情報の活用、情			(3)情報の活用、情
	報処理の手順			報処理の手順
	(4)情報の収集と発			(4)情報の収集と発
	信			信
	(5)情報の管理			(5)情報の管理
パソコンを利用	(1)パソコンシステ		パソコンを利用	(1)パソコンシステ
したシステム	ムとその環境		したシステム	ムとその環境
	(2)オペレーティン			(2)オペレーティン
	グシステム			グシステム
	(3)ファイルシステ			(3)ファイルシステ
	Д			Д
	(4)パソコン関連機			(4)パソコン関連機
	器とインターフェ			器とインターフェ
	ース			ース
	(1)情報通信ネット			(1)情報通信ネット
利用	ワークの概要		利用	ワークの概要
	(2)インターネット			(2)インターネット
	を利用するために			を利用するために
	必要な機器とソフ			必要な機器とソフ
	トウェア			トウェア
	(3)モバイルコンピ			(3)モバイルコンピ
	ューティング			ューティング
	(4)ネットワーク上			(4)ネットワーク上
(桂却 ウェリワ	のパソコンの管理		(連邦ラットワ	のパソコンの管理
情報ネットワー	(1)情報ネットワー		情報ネットワークなるの対応	(1)情報ネットワー
ク社会への対応	ク社会に関する用 語・知識		ク社会への対応	ク社会に関する用 語・知識
	<u> </u>			語・_{和職} (2)社会におけるコ
	ンピュータの利用			(2) 社会にのけるコーンピュータの利用
	ノレユータの利用			ノレユータの利用

変 更 前		変 更 後			
		(3)知的財産権			(3)知的財産権
	情報セキュリテ	(1)ネットワークセ		情報セキュリテ	(1)ネットワークセ
	1	キュリティ		1	キュリティ
		(2)コンピュータセ			(2)コンピュータセ
		キュリティ			キュリティ
				当該民間資格試	験
	に使用する言語	日本語		に使用する言語	日本語
	当該試験事業が	開		当該試験事業が	開
	始された日	平成6年6月		始された日	平成6年6月

別紙2

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
 - ・ 講座の名称を「情報処理活用能力検定(J検)併用コース」から「情報検 定(J検)併用コース」に変更。
 - ・ サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コースの講座の開設者 として学校法人国際理工専門学校国際理工専門学校を追加。

下線部分が変更した箇所

変 更 前	変 更 後
2 当該規制の特例措置の適用を受けよ うとする者	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
(1)講座の開設者	(1)講座の開設者
情報処理活用能力検定(J検) 併用コース	<u>情報検定</u> (J検)併用コース
学校法人 三橋学園 船橋情報ビ	学校法人 三橋学園 船橋情報ビ
ジネス専門学校	ジネス専門学校
(千葉県船橋市本町7-12-1 6)	(千葉県船橋市本町7-12-1 6)
サーティファイ・情報処理技	サーティファイ・情報処理技術
術者能力認定試験併用コース	者能力認定試験併用コース
学校法人 立志舎 東京IT会計 法律専門学校千葉校	学校法人 立志舎 東京IT会計 法律専門学校千葉校
(千葉県千葉市中央区弁天 1 - 6 - 2)	(千葉県千葉市中央区弁天 1 - 6 - 2)
	学校法人 国際理工専門学校 国 際理工専門学校
	(千葉県千葉市稲毛区穴川3 - 8 - 11)

変 更 前	変 更 後
(2)修了認定に係る試験の提供者	(2)修了認定に係る試験の提供者
<u>情報処理活用能力検定</u> (J検)併	<u>情報検定</u> (J検)併用コース
用コース	
財団法人 専修学校教育振興会	財団法人 専修学校教育振興会
(東京都千代田区九段北4 - 2	(東京都千代田区九段北4 - 2
- 25 私学会館内)	- 2 5 私学会館内)

4 特定事業の内容

- ・ 講座の名称を「情報処理活用能力検定(J検)併用コース」から「情報検定(J検)併用コース」に変更することに伴い、「(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画」、「(2)修了認定の基準」、「(3)修了認定に係る試験の実施方法」及び「(4)経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目」を変更。
- ・ 「サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース」の認定講座 運営者として学校法人国際理工専門学校国際理工専門学校を追加することに 伴い、「(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画」、 「(2)修了認定の基準」を変更。

下線部分が変更した箇所

変 更 前

変 更 後

4 特定事業の内容

(1)経済産業大臣が告示で定める履修 項目に応じた履修計画

> 情報処理活用能力検定(J検) 併用コース

学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校

基本情報技術者試験講座Aコース(J検併用コース)

ITエンジニア科、情報処理 科

別添資料6のとおり

認定講座の運営に当たって、履 修内容の詳細について経済産業大 臣もしくは独立行政法人情報処理 推進機構に相談を行い、助言があ った場合には対応することとす る。

具体的には、当該認定講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

4 特定事業の内容

(1)経済産業大臣が告示で定める履修 項目に応じた履修計画

情報検定(J検)併用コース

学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校

基本情報技術者試験講座Aコース(J検併用コース)

ITエンジニア科、情報処理 科

別添資料6のとおり

認定講座の運営に当たって、履 修内容の詳細について経済産業大 臣もしくは独立行政法人情報処理 推進機構に相談を行い、助言があ った場合には対応することとす る。

具体的には、当該認定講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

サーティファイ・情報処理技術 者能力認定試験併用コース

学校法人 立志舎 東京IT 会計法律専門学校千葉校

> 基本情報技術者講座 (サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース) 別添資料7のとおり

認定講座の運営に当たって、履 修内容の詳細について経済産業大 臣もしくは独立行政法人情報処理 推進機構に相談を行い、助言があ った場合には対応することとす る。

具体的には、当該認定講座の運営者は、株式会社サーティファイとともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

(2)修了認定の基準

情報処理活用能力検定(J検) 併用コース

第一号及び第二号を満たした者

变 更 後

サーティファイ・情報処理技術 者能力認定試験併用コース

学校法人 立志舎 東京IT 会計法律専門学校千葉校

> 基本情報技術者講座 (サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース) 別添資料7のとおり

学校法人 国際理工専門学校 国際理工専門学校

> 基本情報技術者試験講座 (サーティファイ・情 報処理技術者能力認定 試験併用コース) 別添資料8のとおり

認定講座の運営に当たって、履 修内容の詳細について経済産業大 臣もしくは独立行政法人情報処理 推進機構に相談を行い、助言があ った場合には対応することとす る。

具体的には、当該認定講座の運営者は、株式会社サーティファイとともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

(2)修了認定の基準

情報検定(J検)併用コース

第一号及び第二号を満たした者

について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認めらなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。

- 一.民間資格試験「<u>情報処理活用</u> <u>能力検定</u> 基本スキル試験」を 受験し、これに合格すること
- 二. 当該認定講座(別添資料6) の3分の2以上の出席率をもっ て履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による 修了認定に係る試験を受験し、 財団法人専修学校教育振興会の 定める合格基準に達すること
- 三. 当該認定講座(別添資料6) の3分の2以上の出席率をもっ て履修後、独立行政法人情報処 理推進機構が提供する問題によ る修了認定に係る試験を受験 し、独立行政法人情報処理推進 機構の定める合格基準に達する こと

サーティファイ・情報処理技術 者能力認定試験併用コース

第一号及び第二号を満たした者 について修了を認定する。ただ し、修了認定に係る試験の試験 問題が、独立行政法人情報処理 推進機構の審査の結果、適切で あると認めらなかった場合は、

变 更 後

について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認めらなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。

- 一.民間資格試験「<u>情報検定</u><u>情</u> <u>報システム試験</u> 基本スキル試 験」を受験し、これに合格する こと
- 二. 当該認定講座(別添資料6) の3分の2以上の出席率をもっ て履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による 修了認定に係る試験を受験し、 財団法人専修学校教育振興会の 定める合格基準に達すること
- 三.当該認定講座(別添資料6) の3分の2以上の出席率をもっ て履修後、独立行政法人情報処 理推進機構が提供する問題によ る修了認定に係る試験を受験 し、独立行政法人情報処理推進 機構の定める合格基準に達する こと

サーティファイ・情報処理技術 者能力認定試験併用コース

第一号及び第二号を満たした者 について修了を認定する。ただ し、修了認定に係る試験の試験 問題が、独立行政法人情報処理 推進機構の審査の結果、適切で あると認めらなかった場合は、

变 更 前

第三号を満たした者について修 了を認定する。

- 一.民間資格試験「情報処理技 術者能力認定試験2級」もし くは「情報処理技術者能力認 定試験2級第1部科目」を受 験し、これに合格すること
- 二.当該認定講座(別添資料 7)の3分の2以上の出席率 をもって履修後、株式会社サ ーティファイが作成した問題 による修了認定に係る試験を 受験し、株式会社サーティフ ァイの定める合格基準に達す ること
- 三. 当該認定講座(別添資料7)の3分の2以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること
- 四・第二号及び第三号において、平成19年4月から実施されているITビジネス学科の基本情報技術者講座を履体している者にあっては、基本情報技術者講座の履修方と重なっている科目のうち履修済の科目については履修するとみなし、未履修科を当該講座において履修すること

変 更 後

第三号を満たした者について修 了を認定する。

- 一.民間資格試験「情報処理技 術者能力認定試験2級」もし くは「情報処理技術者能力認 定試験2級第1部科目」を受 験し、これに合格すること
- 二.当該認定講座(別添資料7 及び8)の3分の2以上の出席率をもって履修後、株式会社サーティファイが作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、株式会社サーティファイの定める合格基準に達すること
- 三・当該認定講座(別添資料7 及び8)の3分の2以上の出 席率をもって履修後、独立行 政法人情報処理推進機構が提 供する問題による修了認定に 係る試験を受験し、独立行政 法人情報処理推進機構の定め る合格基準に達すること
- 四・第二号及び第三号において、東京IT会計法律専門学校千葉校にて平成19年4月から実施されているITビオス学科の基本情報技術者講座を履修科目と重なっている場所を制度修介を関係があるとみなりにでは、大阪修科目のみを当該講座にで履修すること

- (3)修了認定に係る試験の実施方法 <u>情報処理活用能力検定</u>(J検) 併用コース

 - 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。
 - 修了認定に係る試験の実施回数に ついては、当該認定講座の履修後 2回までとする。
 - 修了認定に係る試験会場は、特別 区域内に当該認定講座の運営者が 指定する施設とする。
 - 修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。
 - 当該認定講座の修了を認めた者の 氏名、生年月日及び試験結果につ いては、当該民間資格の取得を証 する写しと併せて、当該認定講座 の運営者が独立行政法人情報処理

変 更 後

- (3)修了認定に係る試験の実施方法 情報検定(J検)併用コース

 - 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。
 - 修了認定に係る試験の実施回数に ついては、当該認定講座の履修後 2回までとする。
 - 修了認定に係る試験会場は、特別 区域内に当該認定講座の運営者が 指定する施設とする。
 - ■修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。
 - 当該認定講座の修了を認めた者の 氏名、生年月日及び試験結果につ いては、当該民間資格の取得を証 する写しと併せて、当該認定講座 の運営者が独立行政法人情報処理

	变	更 前		变	更後	
推進機構に通知するものとする。			推進機構に通	知するものとする。		
			ᆸᇫᄵᅙᅓᅑᄣᆚᄆ	ᄄᄯᄮᅩᅎᅁᄔᄀᄝᄜ		
(4		が告示で定める民間	(4	•	が告示で定める民間	
	資格の名称及び			資格の名称及びその試験項目		
	·	<u>用能力検定</u> (J検)		<u>"育報快疋</u> (J検)併用コース	
	併用コース	记加珥沃田纶为检宁		ᄼᄼᆥᆔᄩᆂᄠ	2	
		服処理活用能力検定 たったい試験 >			<u> </u>	
	•	トスキル試験) 空加理活用能力検索		•	スキル試験)	
		服処理活用能力検定 *スキル試験 >			<u> </u>	
	•	トスキル試験)			スキル試験)	
	試験項目			試験項目		
	分野	項目		分野	項目	
	コンピュータ科	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		コンピュータ科	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	学基礎	タ表現の種類		学基礎	タ表現の種類	
		基数と基数変換			基数と基数変換	
		データの表現単し			┃ データの表現単 ┃ ┃,	
		位			位	
		補助単位とべき			補助単位とべき 	
		乗表現			乗表現	
		(2)数値とデータの			(2)数値とデータの	
		表現方法			表現方法	
		10進数表現			10進数表現	
		2 進数表現			2 進数表現	
		16進数表現			16進数表現	
		固定小数点表記			固定小数点表記	
		浮動小数点表記			浮動小数点表記	
		(3)演算と精度			(3)演算と精度	
		数値表現の精度			数値表現の精度	
		演算と精度			演算と精度	
		数値表現と誤差			数値表現と誤差	
		(4)文字の表現			(4)文字の表現	
		各種文字コード			各種文字コード	

变	更 前	变	
	(5)その他のデータ		(5)その他のデータ
	表現		表現
	データの符号化		データの符号化
	画像データ		画像データ
	音声データ		音声データ
	(6)情報と論理		(6)情報と論理
	集合と論理		集合と論理
	論理演算		論理演算
	(7)基本データ構造		(7)基本データ構造
	基本データ型		基本データ型
	基本データ構造		基本データ構造
	その他のデータ		その他のデータ
	構造		構造
コンピュータシ	(1)プロセッサアー	コンピュータシ	(1) プロセッサアー
ステム	キテクチャ	ステム	キテクチャ
	CPUの機能		CPUの機能
	命令実行制御		命令実行制御
	命令のアドレス		命令のアドレス
	形式		形式
	演算の仕組み		演算の仕組み
	高速化技術		高速化技術
	(2)メモリアーキテ		(2)メモリアーキテ
	クチャ		クチャ
	半導体メモリの		半導体メモリの
	種類・特徴		種類・特徴
	キャッシュメモ		キャッシュメモ
	IJ		IJ
	メモリの高速化		メモリの高速化
	(3)バスアーキテク		(3)バスアーキテク
	チャ		チャ
	バスの種類・特		バスの種類・特
	徴		徴

变	前	变	更 後
	(4)補助記憶		(4)補助記憶
	補助記憶装置の		補助記憶装置の
	種類・特徴		種類・特徴
	性能計算		性能計算
	(5)入出力アーキテ		(5)入出力アーキテ
	クチャ		クチャ
	入出力装置の種		入出力装置の種
	類・特徴		類・特徴
	入出力インター		入出力インター
	フェース		フェース
	入出力制御方式		入出力制御方式
	(6)オペレーティン		(6)オペレーティン
	グシステム		グシステム
	OSの機能と種		OSの機能と種
	類・特徴		類・特徴
	ジョブ管理		ジョブ管理
	タスク管理		タスク管理
	記憶管理		記憶管理
	(7)ファイル管理		(7)ファイル管理
	ファイルの構成		ファイルの構成
	・特徴		・特徴
	ファイルの記憶		ファイルの記憶
	容量計算		容量計算
	ファイル編成と		ファイル編成と
	アクセス手法		アクセス手法
当該民間資格試	験	当該民間資格試	験
に使用する言語	日本語	に使用する言語	日本語
当該試験事業が	罪	当該試験事業が	開
始された日	平成6年6月	始された日	平成6年6月
76 - 177 - 17	1 - 7 - 3		7 1-70 - 1 - 7 3